各地支部版

借家人は此手段にかゝるな

佐々木民三郎

最近借家人に有利な、借家法が制定されて以來、家主側でも從來からの對借家人の戰術を變へてより一層巧妙な方法と手段とを以て借家人を苦しめ樣として來た。それに就て僕の考へを少し述べて見やう。

扨て諸君誰でも知て居る通り家は人間が住む爲に尊い生活をする爲に造られるのでなければならない筈だ。然るに、近頃の家主連中は決して左樣で無い、家は金儲の道具に造るのであるから、一度家を建てれば人間に貸す時には修繕なんぞ絶對にせないそのくせに家賃の値上をする時か、其家を賣物にするか云ふ時には小修繕をやつて、其代りに諸君の家を修繕した理由にし家賃の値上をする。民法六百六條には『賃貸借物は賃借人が賃借人の收金の必要で修繕をなす義務を得』と云ふ非が有るのだ。尚亦家を賣る時の修繕は、家主の奴の勝手だが狭い家中を壁や材木やを散らけられた爲に仕事はさても出來ない樣な日に合され其上いよ〳〵出來上ればそこで家を出て呉れとも云ふ事を盾に云ひ兼ねるので、手段として不當な家賃の値上なすこれだ。家賃の値上は元々不當で有るのに其時こそは尚々多くの不當に値上を要求して借家人がそれに應じない場合は、『出て行つてくれ』と横に出るに定つて居る。兄弟よ、今の家賃さへが法律上の認めより以上も支拂つて居るのに其上小つゝ修繕をしたからと云ふ理由で、値上されて、おいそれと承知が出來るか。

家主も夫れ位の事はよく知つて居る筈だが、そこが家主一流のごまかしだ、家賃値上なんぞ嘘で、唯それは高價に家を賣る手段なんだ。そして建物賃貸借の解約をする土臺とするのだから諸君よ、良く氣を付て此んな惡手段に搾られ無い樣、同志は相互に知り合つた智識を交換し、無產者が唯一つ持つ力『團結』をして、此の惡家主等に大いに戰ひ社會の惡い物は取のけて、美しい新社會を造る事に力を合さうではないか。

尚此處に斯んな手段もある、此の家はもう何某に賣りますから貴殿の借家證書と數金何圓也を返します。是れで私の方は手切ですからと云ふて來る、其時借家人は、只うか〳〵と夫れを受取つては駄目だ。受取ると、入れ違ひに後の家主が來て借家證書を入ない内に家賃二倍も三倍も値上げして來る其時は貰に借家人は最早前の家主には賃貸借の解約も承知し、尚其家も竝渡された事になるのだから對抗力が弱く成るので有る。其上に下手な事をすると不法占領で、ほうり出されると云ふ事が屢あるのだから、注意して平常から借家法を研究し借家人なる者は惡家主の惡手段にからぬ樣に勉めねばならぬ。

惡家主の惡手段にか、のゝは借家の團結の力が足らないからだ

「家」と言ふもの

西支部　野田律太

住宅の問題を論ずるに私は先づ人間とは如何なる者なりやと自問し、是に答へる事にしやう。

言ふまでもなく御互は大日本帝國の臣民である。悉れ多くも一天萬上の大君の赤子である。而して家主は如何と言へば吾人と何等異なる所なく彼も人間であるに相違ない。

私は人間は、萬物の靈長で他のへめづらしくないのだ然らばだ。斯の如くお互が睦け合ふべき精神は何によつて植付られたかと言へば、猿を教育すべき學校があろう筈はなかろうし、從つて教へた何物もないのである。すなはち斯の如き精神は先天的に享受したものであると斷言できるわけである。

萬物の靈長は無論猿にをゝるわけはない故に、より以上の相互扶助が行われてるかどうか。

私は信じてる、俺達は常國の忠良なる人間であるが故に我が日本に住む權利があるを、而して人間である以上屋内には是非共住まねばならない。よしんなに不景氣の打擊によつて失業し收入の絶無な時、從つて家賃等拂ふ事能はざる場合といへども。何となれば俺達が勞働する手に依つてのみ收入を得る。從つて衣食住を（それが程度の問題は別として）營む事が出來るのだがそれが禁止された事の責任は俺達にはないからである。現代の社會の狀態を刮目して『人間』が萬物の靈長らしき有樣であるか否か、私は立所に否と答へるに躊躇しない。

富める人は富のために苦勞し貧しき者は餓ゑ住宅のために泣く。

（抹殺）

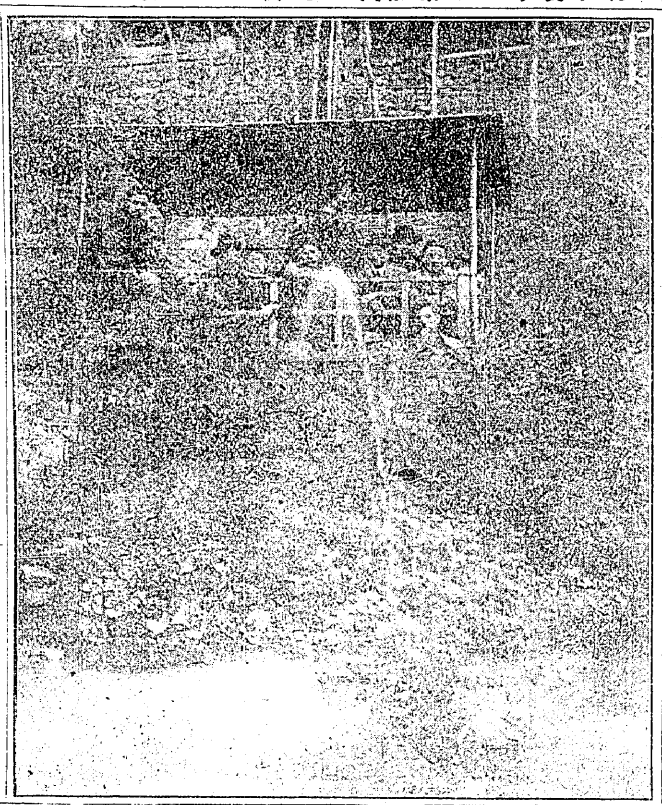

いづれもの動物より遙に秀た美しいこころのある事を教へられ、當に是を信じてうたがはないのである。

相互扶助の精神は下等な動物、たとへば猿や蛇の如きものでも持てゐる。猿が人より恐怖を受くる時一聲高くキイキイと叫べば其聲を聞いたこざんくが直に集合し自分の中間を助ける爲に戰ふ一面して更に敵である人をも制す事さへもづらしくないのだ然らばだ。

住宅の問題を論ずるに私は先づ人間とは如何なる者なりやと自問し、是に答へる事にしやう。

言ふまでもなく御互は大日本帝國の臣民である。悉れ多くも一天萬上の大君の赤子である。而して家主は如何と言へば吾人と何等異なる所なく彼も人間であるに相違ない。

私は人間は、萬物の靈長で他の

貧しき者、所謂搾取され盡され盡されるプロレタリヤの泣聲は當然の悲鳴なるも當めるもの、

（抹殺）

進歩は望まれると思ふか私は決して左樣に思われない。

初陣

京都の借家爭議

借家人同盟會京都支部の應援の元に自主的個人が戰つて勝利を得たる事實

京都市上京區寺之内千本西入上ル
借家人　柴垣善三郎
同　町
家主　清原龍一

右に對する理由は家屋明渡に對し法律を違反したる賃貸借解除申込りたるも借家人の研究深くして爲め家屋明渡取消の事に解決勝利を得る

京都市上京區寺之内千本西入
借家人　花咲傳太郎
外數名
同市同區千本通寺之内下ル
家主　德本某

右理由は現在給圓の宿料を拾五圓に値上し、萬一値上に應ぜざる時は家屋明渡請求をなす

右理由に對し借家人が團結して其無法に對抗し備同盟會の應援と深き研究の爲め家屋明渡は取消し宿料は從前通り拾圓と云ふ事に解決す

京都市上京區下立賣通千本東入
借家人　山本秀次郎
同區同町
家主　瀧田某

右は家屋明渡請求に對し同盟會應援の元に新聞中

各支部

木同盟は讀者諸君の御便宜を計る爲め左に支部を設けました。借家爭議や廣告や書籍や新聞に關する御相談を致します。

大阪南區日本橋三丁目
日本橋支部
備庄屋　山崎庄次郎

西區西九條上ノ町三二
西支部　野田律太

北區　野田十六町六六
北支部　安藤國松

市外玉出町六三八（岸の里）
玉出支局　櫻井熊太郎

京都支部

京都市上京區堀川東上ル
佐々木民三郎
田中正

上京區寺の内千本北入ル上ル寺の内支部　野村秀次郎

京都支部則

第一條　本會を借家人同盟會と稱し大阪借家人同盟に加盟す

第二條　本會は會員協力一致して借家爭議を解決し社會の改善を圖らんとす

第三條　本會は前二條の目的を達せんが爲めに左の諸事を行ふ

研究、法律、調査擁護、爭議調停の各部を置く

第四條　本會に爭議の起りたる時成るべく自主的に闘はしめ其方法に對して充分應援をなす

第五條　每月一回の集會を開く

自主自治

自分の事は自分でなし、借家人爭議は借家人自からで解決し勞働者の解放は勞働者の手によつてなさなければならぬ

注意

本同盟は此他に支部を設置せず故に右記の支部外の人は、たえ同盟の名を用ふるも本同盟とは一切關係なし